

平成29年度第11回定例会

八王子市教育委員会議事録（公開）

日	時	平成29年10月18日（水）	午前9時30分
場	所	八王子市役所 議会棟4階	第3・第4委員会室

第 1 1 回定例会議事日程

- 1 日 時 平成 2 9 年 1 0 月 1 8 日 (水) 午前 9 時 3 0 分
- 2 場 所 八王子市役所 議会棟 4 階 第 3 ・ 第 4 委員会室
- 3 会議に付すべき事件
 - 第 1 第 3 5 号議案 平成 2 9 年度文部科学大臣優秀教職員表彰候補者の推薦
について
 - 第 2 第 3 6 号議案 八王子市教育委員会いじめの防止等に関する基本的な方
針について
- 4 報告事項
 - ・ 不就学児童生徒調査について (教育支援課)
 - ・ 特別支援教育地域講座の開催について (教育支援課)
 - ・ 平成 2 9 年度指導力パワーアップ研修等の教員研修の実施状況について
(指導課)
 - ・ 市制 1 0 0 周年記念事業ビジョンフォーラム「グランドフィナーレ」に
ついて (指導課)

その他報告

第 1 1 回定例会追加議事日程

- 1 日 時 平成 2 9 年 1 0 月 1 8 日 (水) 午前 9 時 3 0 分
 - 2 場 所 八王子市役所 議会棟 4 階 第 3 ・ 第 4 委員会室
 - 3 報告事項
 - ・ 市立中学校生徒に係る事故への対応状況について (指導課)
-

出席者

教 育 長	安 間 英 潮
委 員	村 松 直 和
委 員	柴 田 彩 千 子
教育長職務代理者	大 橋 明
委 員	笠 原 麻 里

教育委員会事務局出席者

学 校 教 育 部 長	廣 瀬 勉
教 育 総 務 課 長	小 林 順 一
学 校 教 育 政 策 課 長	橋 本 盛 重
学 校 複 合 施 設 整 備 課 長	内 野 茂 樹
施 設 管 理 課 長	松 土 和 広
保 健 給 食 課 長	野 田 明 美
教 育 支 援 課 長	穴 井 由 美 子
指 導 課 長	中 村 東 洋 治
教 職 員 課 長	廣 瀬 和 宏
統 括 指 導 主 事	佐 藤 晴 美
統 括 指 導 主 事	野 村 洋 介
生 涯 学 習 ス ポ ー ツ 部 長	瀬 尾 和 子
生 涯 学 習 政 策 課 長	平 塚 裕 之
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	坂 口 崇 文
ス ポ ー ツ 施 設 管 理 課 長	佐 藤 晴 久
学 習 支 援 課 長	新 井 雅 人
文 化 財 課 長	中 野 み どり
こ ど も 科 学 館 長	叶 清
図 書 館 部 長	石 黒 み どり
中 央 図 書 館 長	太 田 浩 市
生 涯 学 習 セ ン タ ー 図 書 館 長	新 堀 信 晃

南大沢図書館長	安達和之
川口図書館長	福田秀之
指導課指導主事	上野和広
指導課指導主事	加藤則之
教育支援課主査	粟澤哲也
教育支援課主査	山田光
指導課主査	金子江理子
教育総務課主査	堀川悟
教育総務課主事	廣瀬桃子
教育総務課主事	池上光
教育総務課嘱託員	古瀬村温美

【午前9時30分開会】

安間教育長 お待たせいたしました。

本日の出席は5名でありますので、本日の委員会は有効に成立をいたしました。

これより平成29年度第11回定例会を開会いたします。

本市では地球温暖化対策、省資源対策の一環として節電等に取り組んでおります。本定例会においても、照明の一部消灯を実施いたしておりますので、御理解いただきますよう、お願いいたします。

本日の議事録署名委員の指名をいたします。本日の議事録署名委員は、大橋明委員を指名いたします。よろしくをお願いいたします。

なお、本日、追加議事日程の提出がありました。これについても議題といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 御異議ないものと認めます。

さて、本日の議事でございますが、第35号議案及び、追加議事日程の報告事項、「市立中学校生徒に係る事故への対応状況について」は、審議内容が個人情報に及ぶため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第7項及び第8項の規定により非公開といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 御異議ないものと認めます。

安間教育長 それでは、それ以外の日程について進行いたします。

日程第2、第36号議案 八王子市教育委員会いじめの防止等に関する基本的な方針についてを議題に供します。

本案について、指導課から説明願います。

中村指導課長 第36号議案、八王子市教育委員会いじめの防止等に関する基本的な方針について、担当の金子主査、加藤指導課主事より御説明いたします。

金子指導課主査 八王子市教育委員会いじめの防止等に関する基本的な方針（素案）の意見募集のまとめについて御報告します。

報告の内容については、第36号議案関連資料を御覧ください。

意見募集の手続は、平成29年9月1日金曜日から平成29年10月2日月曜日までを実施期間とし、9月1日号の広報はちおうじ及び、ホームページで周知いたしました。

市政資料室、図書館、市民部各事務所、各市民センター、市民活動支援センター、市立小学校、市立中学校、教育センター、学校運営協議会委員、小学校PTA連合会、中学校PTA連合会、学校教育部指導課で資料配付を行いました。

提出方法及び、提出人数は、郵送7人、FAX5人、電子メール5人、持参2人の19人となっております。

1枚おめくりください。別紙1にいただいた御意見をまとめてございます。意見の分類については、1、方針全体について、2、具体的な方針について、3、用語について、4、その他の4項目に分類しております。4項目あわせて50件の意見をいただいております。

1、方針全体については10件。2、具体的な方針については22件。3、用語については1件。4、その他については17件となっております。

各分類は、左から、ページ、意見(要旨)、教育委員会の考え方と区分してございます。ページは基本的な方針に書かれているページを記載しております。

1、方針全体については、立派な素案だ。大切な部分を踏まえている。きめ細かく作成されているなどの肯定的な御意見をいただいた半面、文章が長い、読みにくい、分かりにくいなどの御意見もいただいております。教育委員会としては、今後もより効果のある取り組みを実施していく、御意見を参考に分かりやすい方針の作成に努めると考えております。

2、具体的な方針については、当該児童・生徒への支援だけではなく、その周囲の児童・生徒への支援も行ってほしい。いじめとはっきり分からないけれども、怪しい時はどうするのか。いじめの相談窓口の充実について、保護者が子どもたちに大切だよと伝えてほしいなどの御意見をいただいております。教育委員会としては、加害児童・生徒、被害児童・生徒だけではなく、観衆・傍観者となってしまった児童・生徒についても継続した支援を行っていく。些細なサインも見逃さないよう対応する。教職員の意識を向上するよう取り組んでいく。相談窓口について、環境整備を進めていく。保護者(家庭)は日ごろから子どもの様子を見守り、小さな変化に気付くよう努

めるとともに、子どもが些細なことでも相談できるよう、子どもと関わる時間を確保し、子どもが「自分は人の役に立っている」「自分は必要な存在である」と実感できるよう、日ごろから言葉で子どもに伝えとて考えております。

3、用語については、毅然としてという言葉と、規範意識という言葉の内容が必ずしも明確ではない。一面的に捉えると、問答無用という雰囲気、大人と子どもの対話や、子ども同士の話し合いを抑えるおそれはないのかとの御意見をいただきました。教育委員会としては、必ずしも厳しい指導をするとは限らず、授業を通じて、児童・生徒が話し合える活動を行い、自己肯定感や自己有用感を育み、学校生活において充実感が持てる学校づくりを行うとて考えております。

4、その他については、一人ひとりの事情を大切に、個々を尊重する。先生たちから多様性を認める体制を整えてほしい。加害者になってしまう子どもの心理的サポートに、より力を注いでほしいなどの御意見をいただきました。教育委員会としては、児童・生徒の多様性を認め、個々を尊重した教育活動を行って行く。加害児童・生徒に対して、同様の行為を行うことのないよう、適切に指導し、子どもの背景なども踏まえ、一人ひとりを大切に心のサポートを行って行くために、スクールカウンセラーと連携し、いじめの背景に考慮した指導の充実を図って行く。未然防止も大切にしていくとて考えております。

以上がいただいた御意見の主なものとなります。御報告は以上です。

加藤指導課指導主事　　続きまして、私から、7月19日に行われました第6回の教育委員会定例会にて教育委員の皆様からいただきました御意見を、今回の方針に反映しました箇所ですとか、また、御意見に対してお答えしました内容が示されている箇所につきまして御説明させていただきます。

それでは、八王子市教育委員会いじめの防止等に関する基本的な方針を御覧ください。

初めに40ページをお開きください。一番下の部分、(6)調査資料の保存及び開示の項目を加筆いたしました。御意見として、重大事態になった場合の調査や、いじめではないかと思われた際の調査等において、文書を作成する際の保存と開示についての考え方を示すべきではないかとの御指摘をいただきましたので、八王子市文書取扱規定に基づいた、長期保存という年限と、八王子市個人情報保護条例第16条の規

定による、個人情報の開示義務について記載いたしました。

また、基本的な方針のその他のページを御覧いただきますと、網掛けにしている箇所がございます、こちらは、いただきました御意見に対して、その場で回答をさせていただきます内容が既に示されている部分となります。例としまして、9ページをお開きください。7行目にあります、(イ)の下のところです。市主催のいじめ防止等に関する研修の部分が網掛けになっています。こちらは、教員が得た情報を一人で抱え込んでしまう、そういう可能性があるということについてどう対応していくかという御意見がございました。それに対して、今年度については、市の教職員対象の悉皆研修を開催し、組織的な対応の重要性について伝えていきますとお答えしましたので、こちらの部分を網掛けにしております。

また、その下にございます、(ウ)保護者・地域向けのリーフレットの作成とシンポジウムの開催から、(オ)市及び教育委員会のホームページ、広報誌の活用。ここまでの内容につきましては、保護者や地域住民と一体となって、いじめ防止に取り組むための具体的な啓発活動、また、協力要請はどのようになっているでしょうか、という御意見をいただきまして、それに対して、こちらにありますような取り組みを行っていきますと答えさせていただきましたので、こちらが網掛けとなっております。

その他の部分につきましても、教育委員の皆様方からいただきました御意見に対してお答えさせていただきました部分が示されている箇所、そちらが網掛けとなっております。

私からは以上です。

安間教育長 只今、指導課からの説明が終わりました。まず本案について、御質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 では、御質疑と御意見をまぜてということでお伺いしたいと思います。御意見も含めて、委員の方から何かございませうか。

大橋委員 御説明をありがとうございました。前回いろいろ御質問したり意見を述べたところを改善していただいて、ありがたいなというふうに思います。このような内容で私は良いのではないかなと思います。ここから私の意見なんです、これが、絵に描いた餅にならないようにしていただきたいなというふうに思います。例えば、13

ページに市立学校における取組ということで、基本方針の策定等について出てるわけですが、恐らく、これは各学校で策定をするかと思いますが、それがいきるようにしていただきたい。具体的に言うと、教育委員会から各学校へそのことをきちんと御指導していただければというふうに思います。

また、いじめについて、学校がそのことを、いじめとして認識しにくい部分があるかと思いますが。いわゆる加害者と被害者両方を抱え込んでいるのが学校ですので、このあたりが学校では非常に判断に迷うところもあるかと思いますが、先ほど研修という御説明をいただきました。その中でもそのことに触れて、学校が適切に対応できるようにしていただけたらというふうに思います。以上です。

安間教育長 ありがとうございます。

村松委員 別紙1の方針全体の10です。現在の学校の置かれている厳しい状況を解決するための土台になる、教員の多忙化の解消や、それに対しての市教委の考え方が載っています。また、具体的な方針について、3ページの8番ですね。こちらにも、信頼関係の構築、多忙すぎる学校現場の改善、市教諭の考え方が書いてありますけれども、今の継続的な課題として認識しているとありますけれども、では、今現在この先生方の多忙感というのはどういうふうに認識されて、今必要な措置は何をされているんでしょうか。

廣瀬教職員課長 教職員の安全衛生推進のために、八王子市立学校安全衛生推進会議を設置しました。そこでは、校長・副校長のほか事務局管理職、それから教員の代表も含めて年に2～3回労働安全上の学校での課題について議論しています。

各学校には、衛生推進者を置きまして、学校それぞれの課題について各学校の取り組みの体制を作り、市立学校全体としても、まず意識づけのための取り組みを進めています。具体的な内容は、学校内で、例えば定時退庁週間とか、それからノー残業デーとかいうことを学校で行ってもらったところです。

また、教職員課には、安全衛生の担当として保健師を一名配置しています。学校での取り組みを促すだけでなく、校内で対応が難しい個別の案件について、相談を受けるような形で、個別の支援も行っています。個別の相談案件と、衛生推進者からの情報の吸い上げと両面で、学校の現場の課題を掴む体制となっています。

現在の取り組みとしては、意識づけが中心ですが、学校の課題をより具体的に

かみ、今後については、具体的な施策を検討していかなければいけないと考えています。ここに予算的にというふうを書いてありますが、29年度、今後につきましては、国の動向も含めて、予算的なものも含めて、人的な措置ができればというふうを考えています。

小林教育総務課長 教員の校務負担の軽減としましては、具体的には校務支援システムを今年度4月から本格稼働をさせていただいております。今年度につきましては、紙ベースからデータになりましたので、ちょっと負担感があるのかなというふうには思いますけれども、これがしっかり根づけば教員の校務負担の軽減につながっていくものと考えています。

佐藤統括指導主事 教員の多忙化ということでございますけれども、やはり先生方が、教員がする仕事と、それ以外の方ができる仕事など、いろいろなものがあると思います。その中で、校長会とも意見交換をしながら、やはり先生方の多忙化解消のために、何ができるかということ意見をしたりしているところでございます。

ただ、これはいじめのことでございますけれども、やはり教員がしなければならぬことというものは、確実にあると思いますので、そこら辺は考えていかなければならないと思っております。

以上でございます。

村松委員 ありがとうございます。20ページ(4)早期発見というふうに書いてあります。学級担任等が日常的に児童・生徒への言葉掛けを行い、様子を観察しますとあります。私は総合教育会議等でも発言させていただいているのですが、先生方が、いじめを早期に発見していただくことが大切だと思います。例えば、家庭で何かあった、または友達と喧嘩した、登校してきた時に沈んでいたり、何か怒っていたり、そういう時って必ず何か兆候が出ているはずなんですね。それ以外にも、学校の先生方がいじめに対して意識を高く持っていただいて、子どもたちを注意深く見守っていただく。そのためには、やはり私は先生方の多忙感を解消しないとならないと思います。

例えば、16ページにもあります、(オ)の教職員一人ひとりが次の点に十分に留意します。児童・生徒との普段からのコミュニケーションとあります。生徒との信頼関係というのは、もちろん勉強もそうなんですけれども、中休みに一緒にドッジボー

ルをしたり、何か話かけたり、いろんなどころを見回っていただいて、全体的に子どもと接していただく。中休みも採点をしたり、何か次の授業の準備をしなければいけないとか、できる先生とできない先生もありますので、市教委全体で、学校の諸問題の効率化や改善を目指していかないと。これはもう本当に早急に取り組まないと、先ほど大橋委員もおっしゃっていましたが、ただ単に、字面だけで決めたことができないと、そういう状態になり得ると思いますので、いじめの問題、スキルアップといえますか、学校の先生方の意識をもっと高く持っていていただいたり、子どもたちにも周知して、保護者の方たちにも周知して、全体で、同時進行でやっていっていただければなというふうに思っています。

それで、ここからは感想なんですけれども、26ページの保護者（家庭）の取組ですが、私は、これは本当に大変よく考えていただいたなと思います。いじめは許されないことであると繰り返し指導し、また家庭で話し合うとともに、自分自身の言動に気をつけて子どもの手本となりますというふうに書かれているんですね。これは、大切な一文で、親が背中を見せて、子どもの道しるべになるように、保護者だけではなく、地域また八王子市全体の大人が全て模範となるように心がけないと、やはりいじめというのを見逃したり、助長することにもなりかねないので、今後も全ての皆様とタッグを組んで、いじめ撲滅、八王子は絶対に許さない、断固たる決意で臨んでいければなと思っています。

以上です。

安間教育長 ありがとうございます。ほかの委員からも何か。

柴田委員 いじめの防止等に関する基本的方針が、全ての教員に周知されるようにというのをまず願っています。いじめに関しては、未然防止と早期発見ということが、とても重要になってくると思うのですけれども、未然防止というところで、スクールカウンセラーの方に、小学校の段階からしっかりと見ていただくということも必要になってくるのではないかと思います。

小学校段階では、低学年・中学年のスクールカウンセラーへの相談件数というのは、少ないですけれども、低学年・中学年のうちから友人同士のトラブルが起こった場合に、スクールカウンセラーのところにおいて、当事者同士がしっかり対話を通して、なぜトラブルが起こったのかということ进行分析するような言葉掛けをスクールカウ

セラーの方にさせていただいて、子どもたちがしっかりと、低学年・中学年のうちから、考えて、足りなかった言葉をこの場で補うとか、そういった試みをしていき、未然防止をしていただけたらというふうに思います。

さまざまな、未然防止の内容を各学校の校長先生などを通じて、情報を共有するという必要になってくると思いまして、その部分もこの基本方針の中に盛り込まれていますので、ぜひ実施していただきたいというふうに思います。

それから早期発見のところで、19ページになりますけれども、小学校5年生・中学校1年生を対象にスクールカウンセラーによる全員面接を行うということが明記されています。この、スクールカウンセラーによる全員面接ですけれども、特に中学校の生徒がスクールカウンセラーに相談したくても、スクールカウンセラーの部屋にいくと、周囲の目が気になってしまって、いじめっ子からは、いじていることを話しているんじゃないかというふうな疑いの目で見られたりというように、なかなかスクールカウンセラーのところに相談に行きたくてもいけないという状況があるというふうに聞いています。ですので、生徒がスクールカウンセラーのところに相談に行きやすくなるよう工夫することも必要なのではないかと思いますし、こうした全員面接の機会に、そういったところをしっかりと、本当はスクールカウンセラーのところにいきたいけれども、なかなか相談にいけないという生徒の思いを、しっかりとここで把握する。取りこぼさないというような取り組みも重要になってくると思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

安間教育長 ありがとうございます。

笠原委員 今、柴田委員からもお話があったポイントに関連するのですけれども、全員面接を行うとか、それからその次のページにいじめアンケート、意識調査というものが行われるという文言がありまして、取り組みとして、そういうことが役に立つ可能性が十分にあるだろうと思ひますので、支持します。

ただここで一点、ここで得た情報の管理をどのようにされるのかということについて、どなたが責任を持って、どのぐらいの期間、それを保管されるなどの管理状況を伺えればと思ひます。

安間教育長 これはいかがでしょう。

スクールカウンセラーのことを例で良いですか。

笠原委員 スクールカウンセラーの聞き取った情報がどう管理されるか。それから、アンケートなどを取られたものを、どこが責任を持って管理するのかということです。

加藤指導課指導主事 意識調査アンケートにつきましては、小中学校等の卒業から3年間は学校で保存するという記事を記載しております。

安間教育長 スクールカウンセラーから聞いた情報は。

穴井教育支援課長 スクールカウンセラーの情報については、面談した内容を校長先生のほうに報告書と出すようになっています。これについては、調査書と同じような保存方法になるというふうに考えています。

笠原委員 分かりました。個人情報になりますし、内容によってはかなりプライバシーに関わる問題になってくるかと思しますので、こういう問題、常に開示するという、開示も大事なんですけど、守るということも大事になってくると思うので、このバランスを取っていただければと思います。

もう一つ、伺いたいというか、少し考えておきたいことがあります。早期対応のところでは、法律ですので、この法律の文言はどう運用するかということに、我々がかかっているかと思うんですけれども、いじめをやめさせる、再発防止をするために、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、と書いてあるんですけれども、恐らく、評価をちゃんとするということが、含まれると思うんですね。こういう事案が生じている時に、早期対応ですから、いじめというのは許されないんですけれども、あり得ることですから、こういうことになっているので、あった時に、それをあることがいけないという、そういう評価ではなくて、誰が良いとか悪いとかそういうことではなくて、何か起こっているのかという評価をきちんとしないと、方針が全く狂ってしまうということが現実起こってまいります。なので、この早期対応のところでは、それが重大事案に至らないようにするためにも、ここで起こっていることが、例えば子ども同士の小競り合いが起こった時に、それがどういう背景で何が起こっているのかを、大人たちが分かるような、アセスメントができる力を持つということが重要になってくるかと思うので、このあたりの読み込みを対応として、どのように考えてらっしゃるか、この中の、(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)の中ではこれに対して分からなかったもので、教えていただければと思います。

安間教育長 今回の件については、いかがですか。

佐藤統括指導主事　今の件につきまして、やはりこの基本的な方針を作成するに当たって、さまざまのところから御意見をいただいているところでございます。いじめについては、その行為について指導はするけれども、人格とか、人に対してということではないということで、この冊子をまとめさせていただいております。それから、背景や要因について考えていくことが必要であると。被害者に対してもですが、加害者と言われる子どもにとっても、やはり何か背景を背負っているからこそ何か起きるということを考えているということで、2ページ、3ページ、4ページにあります、いじめ防止等にかかる基本的な方向性のところでも、その内容について少し触れさせていただいているところでございます。

また、今委員からありましたように、その背景とか要因とかを分析していく、それからどうしていくかということのアセスメントという力は教員には必ず求められてくるところでございます。これにつきましては、やはり生活指導主任研修会それから、特別支援教育の研修会等においても、現在事例をもとにした研修を行い、教員の力を育んでいきたいと考えております。

以上でございます。

笠原委員　ありがとうございます。事例研修は非常に現場で役に立つものだと思いますので、適切に進めていただければと存じます。

安間教育長　ありがとうございます。ほかに委員の方から何か。

村松委員　ありがとうございました。先ほど、予算的というふうにおっしゃっていただきましたけれども、予算が出なければ皆で知恵を出す。いじめの防止等の基本的な方針の中でも連携・連携って、いろんなところで連携という言葉が出てきます。皆様で、市教委の中で、連携を取っていただいて、どうしたら多忙感を解消できるのか、本当に考えていただかないと、校長会での意見交換というふうにもおっしゃっていただきましたけれども、この多忙感という問題はずっと前から話があって、今さら意見交換も何もないと私は思っているので、早急に行動しないといじめの防止というのは、先生が一番子どもたちに接している時間が多いので、多忙感の解消というのを私たちが議論していければなと私は思っています。

以上です。

安間教育長　ありがとうございます。

大橋委員 今、村松委員からありましたが、多忙感のお話、非常に重要な視点だというふうに思います。

前回の定例会の時に、来年度予算の調整がございましたが、かなり、人に厚く予算を要求していただいているところですので、ぜひ、それが実現できるように、市長部のほうへ働きかけをお願いできればと思いますし、また今後とも人を配置していくということに御尽力いただければなというふうに思っています。

以上です。

安間教育長 ありがとうございます。

30年度に向けた予算の組み方についてはぜひ、事務局も一緒に努力をしてみよう。

廣瀬学校教育部長 今、教員の多忙化ということでお話をいただいております。予算の部分もそうなんですが、今、教員以外の事務職員あるいは用務員、栄養士、給食調理員に至るまで、それぞれの職の中で、チーム学校に向けて、自分たちが教員の多忙感を解消するためにどういうことをやったら良いのかというようなことで議論をしているところです。その辺もひっくるめて、ぜひ我々としては一体となって、対応していければなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

安間教育長 よろしゅうございましょうか。

最後に私のほうから、ここに書かれていることはこれで良いんだけど、これはどうしても市としての基本方針になっているから、スローガンの的ならざるを得ない。総じて、各委員さんから出ている言葉は、要は、これを具体化して、各学校で何をするのかというのを明確にしてほしいという、総じて言うとそういうことなんだろうと思います。

先ほどのスクールカウンセラーの全員面接の話をした時、学校によってはみたいなものはありますけど。要は、これを受けて、うちの学校では何月何日に来年度やりますよとか、そういうことを具体を決めていく。そういうことが、学校に求められている役割なんだろうなと思います。

だから、確実に支援を行いますというふうに、文言で基本方針を示すわけだけでも、その確実な支援とは何なのかを各学校で、こういう支援を行いますというふうに、具体化する。そういう作業がこれから求められていくんじゃないかなと。そうするこ

とによって、形骸化しないんじゃないかなというような御意見だろうと、私がまとめることはとてもできませんけれど、感じたのはそういうことでありますから、ぜひその点に留意をして、各学校に基本方針をより具体化してくれと。こういうことを、見守っていきますといたら、どうやって見守るのかをその学校ごとに書く。そんなようなどころなんだろうなと思いますので、ぜひ、そこら辺の学校の御指導をよろしく願います。

それでは、ほかに御意見もないようでございますので、お諮りをいたします。只今、議題となっております、第36号議案については、提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 御異議ないものと認めます。よって、第36号議案については、そのように決定するよういたしました。

安間教育長 それでは、続いて報告事項となります。教育支援課から2件報告、願います。

穴井教育支援課長 それでは、まずは不就学児童生徒の調査について御報告いたします。詳細については山田主査から御説明いたします。

山田教育支援課主査 不就学児童生徒の調査につきまして御報告いたします。資料を御覧願います。はじめに、こちらの調査ですが、学校教育法第17条で「就学させる義務」が定められております。その督促に関する調査といたしまして、実施しております。まず始め、調査の方法につきまして御説明させていただきます。

資料3を御覧いただければと思います。こちらの調査ですが、次の二通りの方法によりまして調査を行っております。まず一つ目に、(1)新入学児童・生徒の就学事務により調査を行っております。新入学のお子様につきましては、入学の御案内、学校選択制の御案内、就学時健康診断の通知、そして入学通知書の通知を各家庭のほうへ郵送しております。こちら、居住確認も含めた郵送としておりまして、この通知が戻ってきた場合に、現地確認を行うですとか、入国管理局への出国調査、状況によっては関係機関へ連絡をし、連携協力して調査を行うというような形になっております。

特に、子ども家庭支援センターとも連携・協力しまして、児童・生徒の確認を行う

ことにしております。また、10月から11月にかけて行っております就学時健康診断では、未受診の者に対しまして、学校が家庭訪問し、状況を確認していくというような状況になっております。その後、また状況によりまして、入国管理局への出国調査や子ども支援センターと協力しまして、児童の確認を行っております。

最終的には、3月に提出していただきます入学予定連絡表によりまして、それで入学の意思確認を行っている形になるのですが、提出がない場合には、家庭訪問の実施、入国管理局への出国調査等、所在・就学先の確認を行うこととしております。

続きまして(2)です。市内へ転入された児童・生徒の方につきましてはの調査は、八王子市転入の際、住民異動の届出に合わせていまして、学齢児童・生徒がいる場合には、就学通知書の発行を行っておりますが、発行を受けずにそのまま帰られてしまうというケースもございます。その際には、就学不明者として、入国管理局への調査依頼、現地調査、就学先の確認の通知、その他関連機関との調査を行うこととしております。

以上の方法によりまして、就学先不明の児童・生徒が発生しないようにしております。

続きまして、資料の2を御覧願います。平成29年度新入学児童・生徒の状況でございますが、小学校1年生は4月7日現在、8名の方の就学先が不明となっております。その後、調査によりまして、10月1日現在では0名となっております。ほとんどの方が入国管理局調査によりまして、出国していたということが分かり、また中には他区市町村への転出をしていた状況となっております。

中学校1年生につきましては、4月7日現在、16名の不就学の生徒がおりましたが、同じように調査実施した結果、10月1日現在では0名となっております。こちらでも入国管理局調査により出国されているということが確認されております。

今後も調査や就学の手続の聞き取りを徹底しまして、就学先が不明とならないよう取り組んでいきたいと思っております。

報告は以上となります。

安間教育長 報告が終わりました。本件について、御質疑はございませんか。

大橋委員 一点だけ教えてください。小学校1年生で、転出が1名というふうになっていきますけれども、これは4月の最初にもう他区市へ出ていたということでしょうか。

山田教育支援課主査 この方なのですが、4月7日以降に転出されてような形になって
います。

大橋委員 分かりました。ありがとうございます。

要するに、学校に来ていない期間が長いとかわいそうだなというふうに思ったもの
ですから。ありがとうございます。

安間教育長 ほかに、御質疑ございますか。

笠原委員 今の、同じ件なんですけれども、他区市町村へ出た方が、そこで就学してい
るかどうかということは確認取れていらっしゃるのでしょうか。

山田教育支援課主査 住民登録、動いておりますので、今現在、転出先での就学状況に
つきましては、確認は取っていない形になっております。

笠原委員 今伺ったのは、こういうケースの中に、実はネグレクトのケースが入ってお
りまして、将来にわたって、転出・転入って結構リスクなんですね。転出が親御さ
んの仕事の都合とか、はっきりした理由があれば良いのですけれども、そうでないよ
うな場合、本当に家族の崩壊も含めて、転出時にこういう方が宙に浮いて、学校に行
けなくなっていたりとか、あるいは、場合によっては、いろんな権利が奪われている
場合があるので、お子さんの権利という点から、こういう転出があった時に、互いの、
例えば先方の児童所でも良いと思うんですけれども、こういうところに情報を移管す
るというような形を取ることが、本来必要かと思いますが、いかがでしょうか。

山田教育支援課主査 在籍しております児童・生徒さんにつきまして、そういったケー
スがありますと、やはり子ども家庭支援センターのほうも追っていくケースがかなり
あつたりしますので、そういったところで移管していただいたりですとか、状況によ
っては私どもも相手先の教育委員会のほうへ連絡をとったりして、状況を見守ってい
ただくですとかいう方法はとっております。

穴井教育支援課長 今、担当のほうで説明したとおりですが、今回の件については、住
民票をきちんと相手方から受け付けたということを確認しておりますので、以降は相
手方のほうの教育委員会のほうで就学を、見守っていくという形になります。

例えば住民票の異動がなくて、出ていってしまう方については、先ほど言ったよう
に、子ども家庭支援センター、児童相談所と連携した中で、分かれば相手先のほうへ、
連携をする。あるいは、現場まで私どもも行って、保護者と一緒に相手の市町村とお

会いすると、このようなこともやっております。

安間教育長 今、委員から御指摘があったとおりで、各区市町村間の学務課みたいなところでの、連携とか情報の場というのはあるんですか。

穴井教育支援課長 そうですね、26市については、学事課長会はありますが、そうした情報の共有については、それぞれの市町村同士で実際はやっておりまして、先日も上野原市まで私も行ってまいりましたが、そんな形でやっております。

安間教育長 うちから御指摘のようなことが出ないように、しっかりやってまいりましょう。

よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 それでは、本件について御報告として承らせていただきます。

引き続き教育支援課からお願いいたします。

穴井教育支援課長 それでは、続いて、特別支援教育地域講座の開催について御報告いたします。詳細については、栗澤主査から御説明いたします。

栗澤教育支援課主査 では、特別支援教育地域講座の開催について御報告いたします。

本講座は、児童・生徒の保護者や市民に対して、特別支援教育の啓発事業として、特別支援教育地域講座を開催するものでございます。

また今回は、文部科学省におけるインクルーシブ教育システム推進事業の一つである、特別な支援を必要とする子どもへの就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備として、本市で平成29年度より3カ年で取り組む予定になっております、はちおうじっ子マイファイルの活用を進めることをテーマとして、市の保健福祉センターや障害者福祉課等関連所管の共催として取り組むものでございます。

なお、はちおうじっ子マイファイルにつきましては、その取り組みの御案内を、去る10月1日号の八王子広報に掲載いたしておりますので、今回の地域講座のチラシの裏面にその記事を御紹介されておりますので、御参考ください。

報告内容でございます。1、今回の講座のテーマは、『私にできること』～大切な子どもたちのためのマイファイル～、というテーマで講座を行います。お子さんの障害についての理解、学校生活を送るための家庭や関係機関とのつながりの大切さ、そしてこのマイファイルを作ることで生まれる、子どもたちのためのネットワークについて

お話をさせていただく予定です。

2、講師は前教育委員でもいらっしゃいました、明星大学教育学部教授の星山麻木先生にお願いしております。

3、開催日時です。平成29年11月23日木曜日、祝日に当たります。午前10時から正午までの2時間で予定しております。

4、会場につきましては、八王子市教育センター大会議室を予定しています。当日は、会場に教育支援課相談担当の職員に加えて、保健福祉センターと障害者福祉課のブースを設けて、当日参加していただいている保護者の疑問や相談にも対応できるようにしていく予定です。

5、対象並びに定員です。本テーマに興味のある保護者の方、教員、保育士、関係機関職員、またテーマに興味のある市民の方、先着200名を設定しております。

6、申し込みの方法です。電話、ファクシミリ、Eメールにて教育支援課支援教育担当までお申し込みをいただきます。

7、その他です。今回、共催をいただく関係所管ですが、大横、東浅川、南大沢の保健福祉センター3館。障害者福祉課。子どものしあわせ課。保育幼稚園課。共にマイファイルの事業に取り組んでいる関係所管でございます。御報告は以上になります。

安間教育長 只今、教育支援課からの報告が終わりました。本件について御質疑はございませんか。よろしゅうございますか。

御退任された星山先生がこうやって、すぐに関わっていただけるというのは、我々としても嬉しいことです。

それからもう一つだけ、各種研修会の時にも、たびたび申し上げていることなんですが、先着200名という言い方が、私は違和感を感じるんですよ。だってこれ、210人いらっしゃったら、10個くらい椅子出しちゃうでしょう。先着ですよ、やってあげますよという印象があるみたいで、逆に、対象もやっぱり、本テーマに興味のある保護者、教員、保育士、関係機関職員、市民の方はどうぞおいでくださいみたいな、何かそういうほうが私はふさわしいんじゃないかなと思います。実際にイメージして、300人、400人になっちゃうと入りきらないというイメージはないでしょ。ないですよ。だとするならば、先着何名という言い方は何か違和感を覚えます。

前にも、生涯学習政策課の時に言ったんでしたっけ。ちょっと、これは工夫してみ

てください。考え方の問題だと思うんです。我々は広めたいからやっているの、どしどし来てくださという印象が出せるような形を他の課もぜひ、こちら辺は考えてもらいたいと思います。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長　それでは、本件も御報告として承らせていただきます。

続いて、指導課から2件報告をお願いします。

野村統括指導主事　平成29年度指導力パワーアップ研修等の教員研修の実施状況について御報告いたします。詳細は、担当の上野指導主事より説明いたします。

上野指導課指導主事　それでは、夏季休業期間中に実施いたしました、平成29年度指導力パワーアップ研修等の教員研修の実施状況について御説明いたします。

御説明させていただきます研修は、1、平成29年度指導力パワーアップ研修の実施状況。2、産休・育休取得中教員を対象とした託児場所を確保した研修会の実施状況の2件になります。

まず、指導力パワーアップ研修についてです。資料を御覧ください。指導力パワーアップ研修は、夏季休業期間中に、教員の資質・能力の向上を図るために研修の機会を設け、教員の職務の中心となる、学習指導力、生活指導力を高め、日常の教育活動に生かすことを目的としております。

受講対象者は、八王子市立小中学校に勤務する教員としており、嘱託員、非常勤講師及び産休・育休を取得している教員や、学校サポーター、ボランティア、学校インターンシップ等の外部支援者も受講可能となっております。

講座の受講につきましては、市立小中学校の教員は、提示された講座から2単位以上を選択し、受講いたします。また、初任者から5年時までの若手教員に対しては、指導力向上につながる観点から、本研修を3単位以上受講することを推奨しております。

それでは、実施状況について御説明させていただきます。初めに、指導課企画の研修についてです。平成29年度、指導課企画研修の講座数及び、のべ参加者人数についてですが、74講座、2,536名の参加となっております。平成28年度より、多くの先生方に御参会いただきましたが、増加した要因としましては、教科指導力向

上のため、全教科等を対象とした研修を徹底したことにより、受講者が増加したと考えられます。特に、生活科、総合的な学習の時間、音楽、図画工作、美術、体育、保健体育、技術科、家庭科につきましては、東京都教職員研修センターが実施しております、教科等教育課題研修より多くの講座を設定し、なおかつ各教科の専門性をお持ちの講師の先生方から、各教科の課題に対応した御指導をいただけるよう、研修内容を設定したことが要因としてあげられます。

また、専門性のある大学等の関係機関と連携し、プログラミング教育やアクティブラーニング型の指導方法を学ぶ講座等、教員が求めている講座を増やしたことも要因としてあげられます。さらに、昨年度までの研修受講状況を分析し、過去に先生方の申し込みが多かった研修、研修の評価の高かった研修を教育センターの大会議室等を研修会場と変更しただけではなく、御指導いただく講師の先生方と開催直前まで調整を行い、受講可能な人数を増加させるなどの対応を取ったことも、受講者が増加した要因として考えられます。

次に、各小中学校が主催する研修についてです。平成29年度、各小中学校で実施する研修の講座数及びのべ参加者人数は、106校が3,172名の参加となっております。平成28年度と比較すると、講座数、受講者数とも減少しておりますが、この要因として、一点目には多くの先生方が各小中学校で実施する研修ではなく、指導課が企画した研修を受講していただいたことも考えられます。二点目としまして、公立中学校区内の、小学校と中学校の小中一貫教育の視点に立ち、合同で実施した研修が平成29年度の8コースから、平成29年度は13コースへと大幅に増加したことが考えられます。

続いてアンケート結果について御説明させていただきます。各講座ともに、研修の内容は分かりやすかったですか、研修の成果を職務に活かすことができそうですか、の2項目をアンケートとして御記入いただいておりますが、2項目ともあてはまる、ややあてはまる、の肯定的な評価が約99%と非常に高い評価をいただいております。その反面、あてはまらない、あまりあてはまらない、の否定的な評価が若干ございます。研修会当日に御提出をいただきましたアンケートの自由記述欄を確認しましたところ、共通した御意見として、非常に勉強にはなったが、内容が専門的過ぎて難しかった。まずは、自分自身が理解をしなければ職務に活かすことは難しいとの御意見が

ありました。こちらの講座につきましては、今年度から新規に実施した研修となっておりますので、研修実施前の、当初の調整の中で、十分改善が可能と考えております。次年度につきましては、本年度の反省を生かし、改善を図っていきたいと考えております。

続いて、職層ごとの受講講座数について御説明させていただきます。冒頭にも御説明させていただきましたが、講座の受講につきましては、市立小中学校の教員は2単位以上の受講、初任者から5年次までの若手教諭に対しては、3単位以上受講することを推奨しております。今回、1,104名の教諭、766名の初任教諭、224名の主幹教諭及び指導教諭の合計、2,094名の先生の方に受講をいただきました。その中の、762名、割合としますと、36.4%の先生方が3講座以上を受講しております。また、特に注目していただきたいのが、非常勤講師、産休、育休代替教諭、学校サポーター、特別支援教育専門員の方々128名に受講していただいた点になります。

これらの方々は、普段実施しております研修会に参加することが認められておりませんので、指導力パワーアップ研修を受講いただき、自己研鑽を深めていただけたと考えております。

最後に、産休・育休取得中教員を対象とした、託児場所を確保した研修会の実施についてです。7月5日の定例会の際にも御報告をさせていただきましたが、産休・育休を取得している教員の中には、学校教育の動きを知りたいと思っている教員も複数おり、平成28年度産休・育休取得中の教諭を対象に、産休・育休取得中に研修会に参加を希望するか、アンケート調査を実施したところ、約91%の教員が研修受講を希望しておりました。そこで、本年度より、指導力パワーアップ研修において、産休・育休を取得している教員でも受講できるよう、公立保育園担当所管の保育幼稚園課と協力をすることで、保育所を派遣してもらい、託児場所を確保した研修会を実施いたしました。幼いお子様がいても、安心して研修を受講できるよう、教育センター内の和室を託児場所とし、1講座につき2名の保育士を配置いたしました。

今回、7月24日、月曜日の小学校国語の講座に4名の先生方、7月25日、火曜日の道徳の講座に4名の先生方にお申し込みをいただきましたが、研修開催の前日また当日にお子様の体調がすぐれず、それぞれの講座ともに2名の先生方が急遽欠席を

されたため、2名ずつの先生方の参加となり、2名のお子様を2名の保育士が託児場所
で託児いたしました。

お配りをしております資料にも、参加者の声を記載いたしました。学習指導要領
の改訂を迎え、不安を感じておりましたが、同じ教育センター内に託児場所を確保し
たことで、安心して研修を受けることができました。とのお声を参加された3名の先
生方からいただいております。

今後の方向性についてですが、指導力パワーアップ研修受講後、研修成果が授業等
でどのように活用されているか、各学校の教育活動にどのような変化が見られたのか
を指導主事の学校訪問等を通して把握し、一人ひとりの教員の個々の学びが、学校全
体の教育活動の改善につながっているか、さらには、例えば学力調査の結果向上など、
多面的な効果検証を行い、平成30年度に向け、研修企画、研修内容等の改善を図っ
てまいりたいと考えております。

平成30年度につきましては、新学習指導要領の実施を見据え、教科等に関する研
修のさらなる充実を図ってまいります。特に、小学校における外国語活動につきまし
ては、担任教師の指導力向上を図るために、教職員向けの英語に関する研修の拡充を
図ってまいります。

また、先ほど御報告をさせていただいた内容とも重なりますが、指導力パワーアッ
プ研修に非常勤講師、産休・育休代替教諭等の先生方も多く参加していただいている
現状を踏まえ、指導力パワーアップ研修以外にも、産休・育休代替教員等を対象とし
た研修を新規に設定してまいりたいと考えております。

さらに、産休・育休取得中の教員を対象とした、託児場所を確保した研修会につ
きましては、保育士のさらなる拡充を図るなど、体制を整備し、より多くの講座で実施
できるよう改善を図ってまいります。

次年度におきましても、中核市としての強みを十分に生かし、教員に必要な、そし
て教員が必要とする教員研修になるよう内容の充実を図ってまいりたいと考えており
ます。

私からの説明は以上になります。

安間教育長 只今、指導課からの報告が終わりました。本件について御質疑はございま
せんか。

村松委員　　たくさんの企画をしていただいて、またいろいろと手配などで大変だったと思います。御苦労さまでした。若手の教員は3単位、主任等は2単位というか、そういう形で受けていただくということをお聞きしましたけれども、この職層ごとの受講講座数というふうにありますよね。これを見てもみると、すごいですね。13講座も受けていらっしゃる方がいらっしゃいますね。11講座とか。とても意識の高い方だと僕は思います。これは悉皆研修も入れてこの数なんですか。それとも、悉皆研修は入れないんですか。

上野指導課指導主事　　指導力パワーアップ研修以外に、夏季休業期間の悉皆研修として、ほかに41講座実施をしておりますので、それとは別に自主的に参加された数となっております。

村松委員　　分かりました。よろしくお願ひします。

安間教育長　　ほかに、各委員の方からございますか。

笠原委員　　たくさんの研修を組んでいただいて、ありがとうございました。産休・育休中の教員を対象とした研修ですけれども、このようにうまく運ぶことができ、本当に託児場所の確保が今回初の試みなので、御苦労されたというふうに考えております。本当にありがとうございました。

このように、この場合は主に女性ですけれども、女性がスムーズに産休・育休を取って、職場に復旧して、また子どもたちとしっかりと向きあって仕事をされていくという、そういった社会がこれからも作られていくように、そのための取り組みというものが重要かと思ひますので、来年度も引き続き、拡充をお願ひしたいと思ひます。

安間教育長　　ありがとうございました。ほかに御質疑はありますか。

大橋委員　　すみません。質問ではないんですが、産育休代替の教諭の受講が非常に多かったということ。それから、来年度新規にその方たちを対象とした研修を設定することが、私はすごく大切なことだなというふうに思ひます。

今後、産休代替の教員はますますこれから増えていきますので、それぞれの学校で力を十分に発揮してもらうためには、そのような研修が非常に重要だと思ひますので、どうぞよろしくお願ひします。

安間教育長　　ありがとうございました。ほかに、委員からございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 では、私のほうから一点。先ほども説明の中で中核市としての権限を生かすというような話がありましたけれども、まだまだ遠慮深い説明だなと思います。まず、一番目の指導課企画についても、これだけを書かずに、市として共有する課題に関する研修というふうにしっかりと説明しましょう。学校企画についても、これは学校独自のものをやるわけですよ。他からも参加が可能だと。そんなような、独自のことができるんだということをもっとアピールしてもらいたい。さらに、アピールポイントとすると、独自の研修を含むというのは、八王子市の地域理解というイメージがどんどん強くなってきたんですけど、そうじゃなくて、それだけじゃないんですよ。市の課題に対して、ピンポイントで出来るということが中核市としての特権ですから、そこら辺をぜひ、そういう講座がこれだけ増えましたよという形で来年また報告をしてください。

さらに言えば、東京都が義務教育の教員に用意されている講座よりも多いとか、今もお話があった、産休・育休代替の教員に対しても研修は都にはないんだと。学ぶ機会がないんだと。本市の産育休代替ならばあるんだと。さらには育休取得中の先生に対しても、このような研修があるんだというのは、大いなる売りですからね。私たちが独自にやっていることですから、それをどんどんアピールしていきましょう。

その上で、来年に向けてちょっと二つ課題があるんですが。

産休・育休代替の、いわゆる非正規の教員がフルタイムで働きながら、昇級もないし来年の自分の処遇も明らかにならないというのは、今大問題になっていますよね。教員の多忙化と同様に。だから、その人たちがこの研修に参加するということになると、これ、サービス上は個人の話になっちゃうわけですよ。何か八王子独自でそれを考えてあげられないですかね。子どもたちの目の前に立つのには同じ先生として子どもたちは見るわけですから。産休・育休代替の先生であっても、フルタイムでやって、そして、子どもたちの前に立っている先生が勉強したいというなら、八王子市としてぜひ応援をしてあげたい。それが一点。

もう一つ同様のことなんですが、やっぱり先生たちがこういう研修を自主的に、悉皆ではなくて自主的に選んで研修するというのはうれしいし、私たちが見ている、これは良いことだなと思うんですが、一方で、勤務時間との関係はどうなんだという、先ほどの多忙化の話がございましたよね。だから、先ほどの多忙化解消の中の要素の

一つに、教員がこのような研修を受けやすいような体系というの、ちょっと具体的なことをイメージして立案をする。

これは、私はそんなにお金かけなくてできると思いますのでね。今年の夏にやったように、一斉メール停止しましたよね。あの期間は学校には一切教育委員会からメールなどが行かない期間を作って、その成果を何かもう少し明らかにしてもらって、学校の先生たちが交代しながらで、研修日みたいなものを、研修日って、かつての都立高校のイメージではないですよ。何か研修に参加できるような日にちを設定してあげて、その間はほかの先生たちで学校の授業をしていこう、自分たちでこうできるとか、そういうことだったら何か工夫次第でできると思うんですよ。私どもとすると、いろんな勉強をしていただく先生は、後押ししたいわけですから。そんな、多忙化との関わりというものを忘れずに。講座をどんどん増やせば良いというだけの話じゃないと思うんでね。参加しやすさもぜひイメージして、来年度さらにパワーアップがパワーアップするように、工夫してみてください。

よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長　それでは、報告として承らせていただきます。引き続き、指導課からお願いいたします。

佐藤統括指導主事　私から、市制100周年記念事業ビジョンフォーラム「グランドフィナーレ」について御報告をさせていただきます。まず、資料内容に入る前に、この件について経緯を御説明させていただきます。この市制100周年記念事業ビジョンフォーラムは、昨年度の2月5日、日曜日にキックオフという形でスタートし、平成30年2月4日、日曜日にグランドフィナーレを迎えます。この事業は、市制100周年記念事業推進室及び八つのテーマに関わる担当課により、企画・運営されてきました。このグランドフィナーレも年度当初は、所管課により、企画・運営され、ゲストのような形で中学生が出演するという予定でございました。しかしながら、学校教育部といたしましては、中学生主体の企画ができないかと考えました。各学校の教育活動の教科指導や行事などにおいて、課題解決のための方策を考え、発信する力、行事等を運営する力などを育成しております。このような機会は、それらの力を発揮し、さらなる中学生の可能性を伸ばす貴重な体験であります。本市の求めている、子供た

ちの自尊感情の醸成につながり、八王子市の未来のために貢献できる、見に来てくださる方々に喜んでいただく、出演してくれる小学生・中学生のために働くということを通じ、特に自己有用感を育むことができる機会であると捉えております。

市の大きな事業で、これまで中学生が出演者となることはありましたが、このように運営する立場となることは、これまでにないことと考えております。各テーマのビジョンフォーラムが現在行われておりますが、その中で中学生の考え方、発表、その姿勢については、当日見に来ていただいている方々はもとより、実施主体である100周年記念事業推進室、市長部局からも大いなる評価をいただいております。このことが後ろ盾となり、このグランドフィナーレを学校教育部の企画提案が認められたものと考えております。

では、資料に基づき、報告をさせていただきます。報告内容(1)実施日時でございますが、平成30年2月4日、日曜日、午後3時15分から4時までとなっております。(2)会場はいちょうホール大ホールになります。内容といたしまして(4)プログラムは、子どもたちからの提言発表。まず、八つのフォーラムと当日行われますミライフフォーラムの提言を発表します。その提言を市長に渡すという形をとります。

その後、ステージ発表は午後3時30分から4時までとなります。この発表内容につきましては、運営委員会で決定する予定でございます。案といたしましては、そこに示したようなことを現在企画しております。

運営方法でございますが、現在中学生に、運営委員になる募集要項を配布いたしまして、委員の希望を取っているところでございます。運営委員は10名程度を予定しておりますが、希望状況によってはこの人数を拡大したいと考えております。運営委員でございますが、会場運営と舞台運営二つに分けて、ここに記載した内容など、子どもたちによって行っていきたいと思っております。

報告は以上でございます。

安間教育長 只今、指導課からの報告がありました。本件について御質疑はございませんか。

村松委員 この、運営委員会、運営委員さん10名程度の中学生を募集すると書かれていますけれども、このグランドフィナーレの中学生のほかに、ほかのスタッフは、これはどこですか。市教委から出るんですか。

佐藤統括指導主事　主には、教育委員会のほうからですがけれども、もちろん100周年推進室のほうからも出ていただきます。また、当日ミライフォーラムも行われますので、こちらのほうは、子どものしあわせ課さんのほうでスタッフとして出ていただきます。

大橋委員　ありがとうございます。中学生がこうやって、社会に働きかけていくということは、私はすごく大事なことだと思います。それで、これは市長がどのようにお考えになるかによろしいと思いますが、提言した内容を、こういうふうに生かしましたよというふうにフィードバックがあると、中学生も、自分たちが考えて、提言したことが役に立っているんだなという実感が持てるというふうに思いますので、内容にもよると思いますけれども、そのあたり、何かの形で中学生へのフィードバックがあるようにしていただけたら大変ありがたいなというふうに思います。

以上です。

安間教育長　ありがとうございました。大切なことなので、翌年あたりになるのかもしれないけれど、考えておきましょう。

他にございますか。

柴田委員　1点質問なんですが、運営委員が10名程度ということですがけれども、幾つかの特定の学校に偏らないで、できれば多くの学校から代表の方に出ていただきたいと思うのですが、そのための工夫と申しますか、呼びかけ方の工夫と申しますか、そういったものはあるのでしょうか。

佐藤統括指導主事　この内容につきましては、校長会のほうで2回にわたり御説明をさせていただいて、ぜひ積極的に募集があるようにということで働きかけをさせていただいているところでございます。

柴田委員　このような、子どもたちにとっては、本物体験という場につながりますので、ぜひ多くの学校から代表者に出ていただいて、なかなか普段の生活では構築できない人間関係を市の中で作っていただきたいと思いますので、ぜひ校長先生方も積極的に呼びかけていただければというふうに思います。

安間教育長　ありがとうございました。

最初に私のほうでも質問をしておくべきだったのですが、これ、45分間しかないじゃないですか。やけに短いですがけれども、何か理由はあるんですか。

佐藤統括指導主事 年度当初決まった時間帯がこの会場の関係でこのような時間帯になっております。

安間教育長 前後に何かあるんですか。

佐藤統括指導主事 始めに、ミライフオーラムということで、まずこのミライフオーラムは、子どものしあわせ課のほうで企画しているんですけども、市内の子どもたちに参加しませんかということで、意見をもらうという会があります。それがまず組まれて、その後ということで、この時間帯になります。

安間教育長 つまり、指導課が担当しているところだけを今回は報告しているんであって、この当日の報告ではないんですかね。

佐藤統括指導主事 全体の内容ではございませんが、ただこのミライフオーラムの時の運営のところも中学生が司会進行をしたり、受け付けをしたり、そういうことはいたします。

安間教育長 分かりました。最初に私のほうで全体について確認しておけばよかったですね。

よろしゅうございますか。中学生が八つのテーマも全部関わられたし、最後のこのグラウンドフィナーレも中学生の力を見せることができたし、よかったと思うんですよ。大変だったと思いますけど、学校教育部の皆さん、本当にありがとうございました。それでは、報告として賜らせていただきます。

ほかに何か報告事項はございますか。

太田中央図書館長 図書館部より、報告がございます。

安間教育長 それでは、図書館部から報告をお願いいたします。

太田中央図書館長 それでは、八王子市図書館における文庫本の蔵書について御報告をさせていただきます。

追加で配布させていただきました資料を御覧ください。まず、1、報告趣旨でございます。皆様御案内のとおり、先週10月12日、火曜日の朝日新聞朝刊に、文芸春秋社長が、全国図書館大会東京図書館において、公立図書館においては文庫本貸し出しの中止を要請する旨の申告でございました。その後、他のマスコミにも波及があったことから、八王子市図書館の状況について報告するものでございます。

2、報告内容でございます。(1)経緯といたしましては、今申し上げましたとお

り、先月12日に報道がございまして、13日に全国図書館大会第21分科会におきまして、「公立図書館の役割と蔵書、出版文化維持のために」というテーマで、出版社の立場から見た図書館のあり方について、講演があったものでございます。

続いて、(2)の講演内容の趣旨でございますが、出版社には作家の発掘、育成、作家の創作サポート、各種文学賞や強力な雑誌媒体の信用による、作家・作品の推奨などの使命があり、このためにさまざまなコストと失敗リスクを負担しています。

一方で、収益は活字離れやリーマンショックでの低迷が続き、単行本も雑誌も赤字となる中、文庫本の売り上げが収益の柱となっており文庫市場の低迷は版元にとっても作家にとっても命取りになりかねない状況だと。

さらに、近年、文庫本の貸し出しに力を入れる公立図書館も増えてきた。蔵書に占める文庫本の割合は、全国平均で6%から7%のところ、首都圏では10%超えの図書館が増加し、その貸出率も20%を超えている。

公立図書館で文庫本の貸し出しをやめても売り上げが増えるとは考えていないが、文庫は自分で買うというマインドを取り戻す手助けをしてほしいという内容の報告がありました。

要は、一切貸し出しをやめてくれてというよりは、文庫本を前面に押し出した貸し出しというような、いわゆる推奨みたいなものを控えてほしいという趣旨の内容でございます。

続いて(3)本市図書館の状況でございますが、表を御覧いただきますと、まず蔵書に占める文庫本の割合ですが、文庫蔵書率の合計の欄を見ていただきますと、6.2%。館別で見ますと、27年10月に開館したみなみ野分室が17.4%で最も高くなっておりませんが、そのほかは10%以下で、全国平均から見て、特段高いとはいえない状況となっております。

また、文庫本の貸出率は、全館合計では、15.4%、館別では、生涯学習センターの20.1%が最も高くなっておりませんが、その他は首都圏平均の20%を下回る状況となっております。

なお、今後についてでございますが、文字・活字文化の振興という観点からは、昨今地域の書店の減少という状況も踏まえつつ、引き続き、この文庫本というのは、非常に単行本との違いという意味では、持ちやすさは当然なんですけれども、実は単行

本の中から人気のある本が文庫化される。1年から3年後ぐらいで文庫化されるという特性と、それから内容も、誤字・脱字が修正されていたり、あるいはあとがき、あとは本の背表紙に粗筋が書いてあります。そういったものを好んで利用者が価値としてお買いになるようなニーズもありますので、そういったニーズも踏まえつつ、本市には収集方針もございますので、それも踏まえつつ、今後利用者のニーズを踏まえながら、公立図書館の蔵書にふさわしい資料の選定に努めてまいりたいと思っております。報告は以上でございます。

安間教育長 只今、図書館部からの報告が終わりました。本件について御質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 では、よろしゅうございますか。どうしていこうという話でも、現時点ではないと思います。よろしゅうございますね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 それでは、これで報告として承らせていただきます。

以上で、公開の審議は終わりましたが、委員の方から何かございますか。よろしゅうございますか。ないようであります。

それではここで、暫時休憩にいたします。なお、休憩後は非公開となりますので、傍聴の方は退出をお願いいたします。再開は11時をお願いいたします。

【午前10時51分休憩】